

台風第 15 号及び台風第 16 号災害に係る地方交付税
 (11 月定例交付分) の繰上げ交付

1 台風第 15 号及び台風第 16 号災害により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第 16 条第 2 項の規定に基づき、11 月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰上げて交付するもの。

2 繰上げ交付対象団体 (7 市 1 町 1 村 計 9 団体)

(1) 台風第 15 号

①愛媛県内 1 市 (1 団体)
にいほまし
 新居浜市

②高知県内 1 村 (1 団体)
おおかわむら
 大川村

(2) 台風第 16 号

①岡山県内 3 市 1 町 (4 団体)
くらしきし たまのし かさおかし よりしまちょう
 倉敷市、玉野市、笠岡市、寄島町

②香川県内 2 市 (2 団体)
さかいでし かんおんじし
 坂出市、観音寺市

③愛媛県内 1 市 (1 団体)
おおずし
 大洲市

3 繰上げ交付額 (合計 2, 732 百万円)

(1) 台風第 15 号 (市町村分)

愛媛県	472 百万円	(11 月定例交付額の 30%)
高知県	75 百万円	(11 月定例交付額の 70%)
合 計	547 百万円	

(2) 台風第 16 号 (市町村分)

岡山県	1, 558 百万円	(11 月定例交付額の 30%)
香川県	261 百万円	(")
愛媛県	366 百万円	(")
合 計	2, 185 百万円	

※ 台風 15 及び 16 号の愛媛県合計 838 百万円

4 繰上げ交付予定日

平成 16 年 9 月 22 日 (水)
 (9 月定例交付予定日)

自治財政局財政課 佐藤、小鍋
 TEL 03-5253-5111 (代表)
 (内線 3327)
 TEL 03-5253-5612 (直通)
 FAX 03-5253-5615